

北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

北の恵み 食べマルシェ2019の開催期間中に、主に子どもを持つ世帯が楽しみをもって常磐公園会場に訪れることにより、同会場に賑わいを創出することを本業務の目的とする。

第2 業務概要

1 業務名 北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務

2 業務内容

- (1) 常磐公園会場に設置するキッズマルシェゾーンのうち子ども向けエリアの企画立案
- (2) 会場設営
- (3) 期間中の会場運営（運営に必要な要員の配置を含む。）

3 履行期間 契約締結日から令和元年9月30日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当

〒070-8004

旭川市神楽4条6丁目1番12号

道北地域旭川地場産業振興センター2階

北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局

電話 0166-73-9840

FAX 0166-63-7093

e-mail [marche@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:marche@city.asahikawa.hokkaido.jp)

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において次の条件を満たしていること。
  - (1) 取扱品目が「3201 広告代理」及び「3271 催事企画・運営等」の入札参加資格を有していること。
  - (2) 地域区分が「51 市内（旭川市内に本店がある者）」又は「53 準市内（51、52以外で、旭川市内に支店等があり、その支店長等に契約手続等について年間委任している者に限る。）」である者であること。
  - (3) 等級格付が「A」又は「B」である者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和元年7月1日（月）午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参若しくは郵送（必着）、電子メールの場合は事前に電話連絡すること。

### 2 参加資格の確認等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和元年7月3日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

#### (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により委員長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和元年7月10日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

#### (3) 委員長は、(2)の説明を求められたときは、令和元年7月24日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、「北の恵み 食ベマルシェ2019子ども向けエリア企画運營業務の内容」を読んだ上、次の事項について提案すること。

#### (1) 事業者の業務遂行能力について

ア 事業者の概要（様式2）

- ・会社名
- ・事業内容
- ・所在地
- ・本社所在地
- ・資本金
- ・従業員数

イ 過去の同種又は類似の業務実績（様式3）

#### (2) 企画の内容について

ア 基本コンセプト

イ エリアの名称

ウ 子ども向けにどのような役務を提供するか

エ 割当てエリアへのブース・遊具等設備の配置計画

オ 役務への対価徴収の有無

カ 対価の価格（対価徴収がある場合のみ）

- キ 運営体制
- ク 安全管理体制
- ケ 遠くから見てキッズマルシェゾーンであると判別しやすいシンボルの配置計画
- コ 来場者参加型インスタレーションの配置及び実施計画
- サ (3) 与件事項についての配慮方法

(3) 与件事項

- ア 開催期間中、常磐公園会場ではステージイベントを行っている。このステージイベントに影響を与えないよう配慮を要する。
- イ 子ども向けエリアに隣接するエリアにて、おもちゃくじコーナー、工作コーナー、スポーツ吹矢コーナーの設置を予定しており、内容が競合しないよう配慮を要する。
- ウ 常磐公園会場内に配置する「農場バル」において、農業をイメージしたイベント・展示コーナー「かかしパーク（仮称）」の設置を予定していることから、かかしを使ったアトラクションを避けるなど、内容が競合しないよう配慮を要する。  
なお、受託候補者と特定された際には、旭川市農政部との協議を要する。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) 業務に係る事業費積算内訳（様式5）
- (3) その他必要な書類

3 提出方法

- (1) 提出期限 令和元年7月10日（水）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数 9部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 実行委員会は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。
  - (1) 提出書類 質問書（様式6）
  - (2) 提出期間 令和元年6月28日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
  - (3) 提出場所 第3に同じ。
  - (4) 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- 2 1の質問については、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、ファクシミリにより回答するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、北の恵み 食べマルシェ2019子ども向けエリア企画運営業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分の計25分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用とプロジェクターによる企画提案書のスクリーン投影は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

#### (1) 事業者の業務遂行能力及び的確性

ア 業務を遂行する上で、十分な運営体制が確保されているか。

イ 利用者（子ども）の安全を確保することが可能な計画となっているか。

ウ 業務を遂行する上で、トラブル等が発生した際には速やかに対応する体制を用意することが可能か。

エ ヒアリングの質問に対する回答が的確であるか。

#### (2) 企画内容に関する項目

ア 子どもの興味をひき、魅力的で楽しめるものか。

イ 常磐公園会場の賑わい創出に貢献するものか。

ウ 集客性のある内容であるか。

エ 常磐公園会場において、遠くから見てもキッズマルシェゾーンであると判別しやすいか。

オ 見た目が来場者にとって目を引くものであり、誘引に効果があるものであるか。

カ テーマに沿った内容であるか。

#### (3) 事業計画

ア 具体的な企画内容となっており、実現可能かつ実行性の高い内容であるか。

イ 積算価格と企画内容のバランスはとれているか。

ウ 企画内容が業務の内容と目的を反映したものであるか。

### 4 受託候補者の特定

審査会において、各委員は、企画提案者ごとに3による評価基準に基づき採点を行い、この点数を当該企画提案者の評価点とする。

各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において、最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

## 5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

(2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により委員長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 委員長は、(2)の説明を求められたときは、求めがあつた日から14日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

## 第10 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

要する。ただし、北の恵み 食べマルシェ実行委員会経理規程で準用する旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否 要する。

### 4 支払条件 後払いとする。

## 第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

## 第12 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和元年7月1日（月）午後5時まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和元年7月3日（水）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から 令和元年7月10日（水）午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	別途通知する。（令和元年7月中旬を予定）
企画提案書審査結果の通知	令和元年7月下旬（予定）
契約締結	令和元年8月上旬（予定）